



歩道を走れる場合って？



普通自転車歩道通行可の道路標識が設置されている歩道を走行するとき※



13歳未満、70歳以上の方又は一定の身体障害を有する方が運転するとき

自転車が安全に通行するために、歩道を走行することがやむを得ないと認められるとき

※ 年齢や状況に関わらず、すべての人が普通自転車（長さ190cm、幅60cmを超えない等内閣府令による基準を満たすもの）に乗ったまま通行できます。

歩道を通行
できるとき

